

大田区地域福祉計画(平成31(2019)年度～平成35(2023)年度)策定に向けて

資料 1 - 3

現在、国が進めている「地域共生社会の実現」に向けた改革では、住民の主体的な支えあい暮らしに安心感と生きがいを生み出す「我が事」、個人や世帯の課題を包括的に支援する「丸ごと」の体制整備が求められている。この考え方は、区が取り組んできた「地域力」が、地域福祉を推進するという観点に通じるものである。

次期計画は、現行計画の理念を踏襲しつつ、近年の社会情勢等の動向を踏まえ、「地域共生社会の実現」のための取組を中心に策定を進めるものとする。

1 基本理念

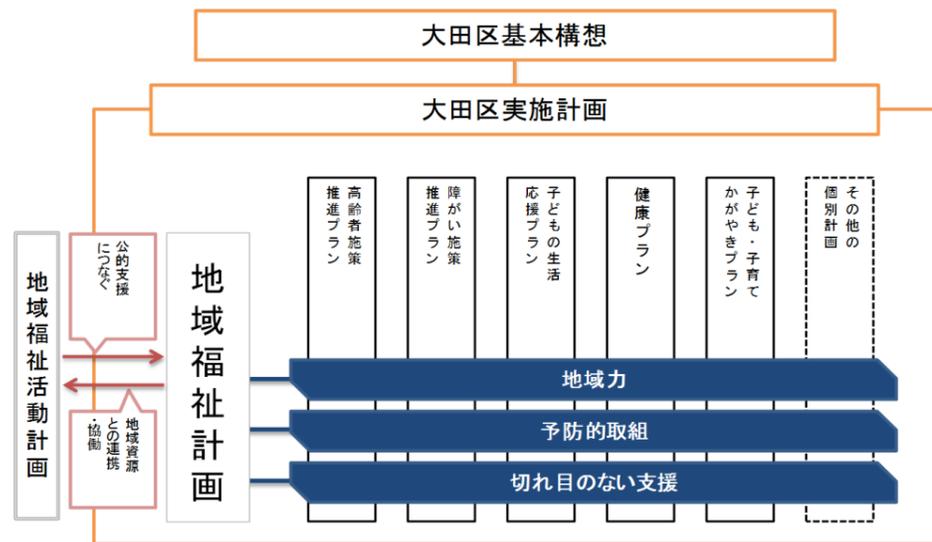
ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち

2 計画期間

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度の5か年とする。

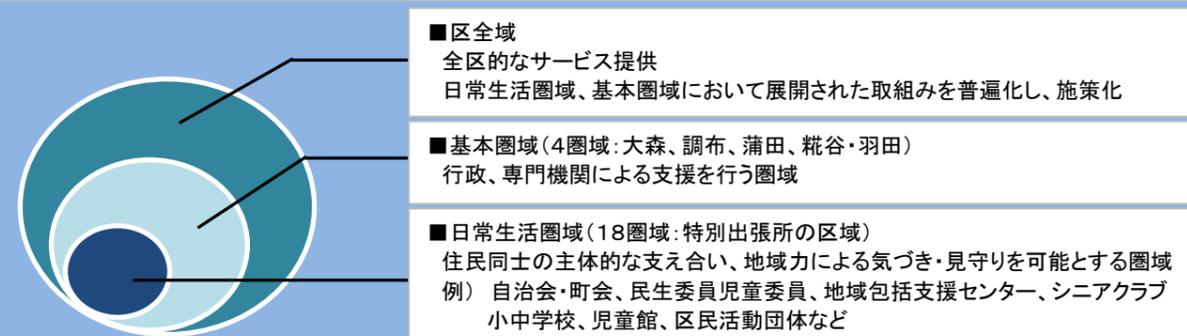
3 計画の位置付けと視点

- 計画の位置付け
社会福祉法の改正を受け、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、福祉分野の個別計画を概括する基本計画と位置付ける。
- 計画の視点
「地域力」に加え、早期発見や重度化防止といった「予防的取組」と「切れ目のない支援」を基本的な視点として、個別計画や基本目標と関連づける。



- 地域福祉活動計画との関係
区民による地域福祉活動を効果的に展開し、公的支援に適切につなぐことで、地域と行政が一体となり地域共生社会の実現に取り組むことができるよう、大田区社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合性と連携を強化する。

4 地域・圏域の考え方



5 基本目標・施策目標

現行計画の基本目標である「地域づくり」「人づくり」「基盤づくり」を軸として、以下の内容を踏まえ、施策目標、施策体系を見直す。

- 現行計画策定以降の社会情勢の反映
新たな課題に対応するため、現行計画策定以降の社会情勢に着目した施策を盛り込む。
《新たに盛り込む施策例》
・生活困窮者自立支援施策
・子どもの貧困対策
・成年後見利用促進計画
- 地域包括ケアシステムの深化への対応
社会福祉法の改正を受け、「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込む。
- 庁内連携による施策目標の検討
福祉以外の分野の施策との積極的連携を盛り込む。
《連携が想定される分野例》
・多様な就労の機会を得るための産業分野
・住宅確保支援のためのまちづくり分野
・自殺対策に取り組む健康分野

現行計画(基本目標と施策目標)	
1	地域づくり
1-1	地域での見守り・相談支援の推進
1-2	区民や区民活動団体、NPOによる地域福祉活動の活性化
1-3	連携による支えあいの構築
2	人づくり
2-1	福祉教育の推進
2-2	地域福祉の担い手の育成・拡充
2-3	福祉従事者の人材育成
3	基盤づくり
3-1	効果的な情報・相談
3-2	暴力・虐待の防止、権利擁護の推進
3-3	要介護者支援の充実
3-4	福祉サービスの質の向上・質の確保

6 策定体制とスケジュール

- 検討委員会(庁内検討組織)
部局間連携に重点を置いた体制を整備(平成30年4月24日要綱改正)
- 地域福祉計画推進会議
学識経験者、地域活動団体、当事者団体代表、公募委員などで構成
- 意見交換会
個別具体的課題を掘り下げ、施策目標見直しの基礎とするため開催

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会			●(骨子案)				●(施策体系)	●(素案)			●(最終案)	
推進会議		●5/31				●9/21	●11/16				●1/31	
意見交換会・ヒアリング・広報会議			←(6～8月に開催。10月にまとめ)→							←(1・2月に2回開催)→		
区民説明会・パブリックコメント								←(12月中旬までに説明会。1月上旬までパブコメ)→				
地域福祉計画推進事業								●11/18(ふくしのしごと市)				3/下旬●